

四半期報告書

(第156期第1四半期)

自 平成29年4月1日

至 平成29年6月30日

株式会社 A D E K A

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	9
1 株式等の状況	9
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) ライツプランの内容	9
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(6) 大株主の状況	9
(7) 議決権の状況	10
2 役員の状況	10
第4 経理の状況	11
1 四半期連結財務諸表	12
(1) 四半期連結貸借対照表	12
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	14
四半期連結損益計算書	14
四半期連結包括利益計算書	15
2 その他	18
第二部 提出会社の保証会社等の情報	19

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年8月8日

【四半期会計期間】 第156期第1四半期（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）

【会社名】 株式会社A D E K A

【英訳名】 ADEKA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 郡 昭夫

【本店の所在の場所】 東京都荒川区東尾久七丁目2番35号

【電話番号】 03（4455）2812

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務・経理部長 志賀 洋二

【最寄りの連絡場所】 東京都荒川区東尾久七丁目2番35号

【電話番号】 03（4455）2812

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務・経理部長 志賀 洋二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社A D E K A 大阪支社
（大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号）

株式会社A D E K A 名古屋支店
（愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目20番12号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第155期 第1四半期連結 累計期間	第156期 第1四半期連結 累計期間	第155期
会計期間	自平成28年4月1日 至平成28年6月30日	自平成29年4月1日 至平成29年6月30日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日
売上高 (百万円)	53,589	57,482	223,440
経常利益 (百万円)	4,177	5,467	21,846
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	2,822	3,860	15,325
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,481	4,589	17,840
純資産額 (百万円)	170,399	189,649	187,956
総資産額 (百万円)	265,018	290,820	290,485
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	27.32	37.54	149.03
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	61.7	62.6	62.0

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載していません。
2. 売上高には消費税等は含まれていません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当グループ(当社及び当社関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、事業等のリスクについての重要な変更及び新たに発生した重要なリスクはありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

当第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から同年6月30日）における世界経済は、先進国を中心に緩やかな回復基調で推移しましたが、米国の政策運営や欧州の政局などの懸念により、先行き不透明な状況が続きました。国内は、企業収益が持ち直すとともに、雇用環境の着実な改善などにより緩やかな回復基調で推移しました。

当連結グループ事業の主要対象分野である自動車関連分野は、国内及び欧州市場での販売が堅調に推移しましたが、米国及び中国市場では成長鈍化の傾向が見られました。IT・デジタル家電分野は、スマートフォンなどモバイル端末の需要が底堅く推移したことに加え、液晶ディスプレイ関連では大型テレビ・車載用が成長をけん引し、安定した成長が続きました。製パン・製菓関連分野は、低価格商品が増加する一方で、おいしさや使いやすさなどの高付加価値や健康に配慮した製品の需要が高まりました。

このような状況のなか、当社グループは、中期経営計画『STEP 3000-II』で掲げた「売上高3,000億円のグッドカンパニー」の実現に向けて、コア事業を中心に成長分野への投資を推進しています。コア事業の1つである樹脂添加剤事業では、生産能力を増強した米国の高機能添加剤及びフランスのワンパック顆粒添加剤の設備が稼働しました。また、タイで生産する塩ビ向け安定剤、国内の三重工場生産するポリオレフィン向け高機能添加剤の設備増強に着手しました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は、前第1四半期連結累計期間に比べ38億93百万円（前年同四半期比+7.3%）増収の574億82百万円となり、営業利益は前第1四半期連結累計期間に比べ4億56百万円（同+9.6%）増益の52億16百万円、経常利益は前第1四半期連結累計期間に比べ12億90百万円（同+30.9%）増益の54億67百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は前第1四半期連結累計期間に比べ10億37百万円（同+36.8%）増益の38億60百万円となりました。

<報告セグメントの概況>

(化学品事業)

当事業の売上高は前第1四半期連結累計期間に比べ18億47百万円（同+5.1%）増収の384億27百万円となり、営業利益は前第1四半期連結累計期間に比べ4億54百万円（同+10.7%）増益の47億3百万円となりました。

①情報・電子化学品

情報化学品は、ディスプレイ向けのレジスト樹脂や光重合開始剤の販売が堅調に推移しましたが、光学フィルム向け光硬化樹脂は販売数量が伸長したものの、販売価格が下落しました。

電子材料は、旺盛なメモリ需要を背景に3D-NANDやDRAMに使用される半導体材料の販売が堅調に推移しました。また、リードフレームのエッチング向けに回路材料が国内で堅調に推移しました。

情報・電子化学品全体では、前第1四半期連結累計期間に比べ増収増益となりました。

②機能化学品

樹脂添加剤は、自動車などに使われる樹脂の生産が増加したことを背景に、核剤/透明化剤、光安定剤などの添加剤及び塩ビ向け可塑剤・安定剤の国内販売が前第1四半期連結累計期間を上回って推移しました。海外では酸化防止剤の販売数量が伸長したほか、核剤/透明化剤の販売が堅調に推移しました。

界面化学品は、自動車エンジンオイル向けの潤滑油添加剤が、国内外で好調に推移しました。また、塗料・接着剤向けの反応性乳化剤が海外を中心に堅調に推移しました。

機能性樹脂は、特殊エポキシ樹脂が電子機器の接着用途や自動車の構造接着剤向けでの販売が伸長しました。

機能化学品全体では、前第1四半期連結累計期間に比べ増収増益となりました。

③基礎化学品

プロピレングリコール類は、トイレタリー等の日用品用途の需要が堅調に推移しました。

過酸化水素は、販売数量が減少しましたが、液晶ディスプレイの電子回路用途などで同誘導品が拡大し、売上高が前第1四半期連結累計期間を上回りました。一方で、原材料及び燃料価格上昇の影響を受けました。

基礎化学品全体では、前第1四半期連結累計期間に比べ増収減益となりました。

(食品事業)

当事業の売上高は前第1四半期連結累計期間に比べ19億42百万円(同+12.8%)増収の170億77百万円となり、営業利益は前第1四半期連結累計期間に比べ15百万円(同△3.3%)減益の4億44百万円となりました。

国内では、製パン、製菓、洋菓子向けを中心にマーガリン、ショートニング類、ホイップクリーム等の販売が好調に推移し、海外では、販売・開発体制の強化と現地ニーズにあった製品の開発などにより、中国、東南アジアでの販売が拡大しました。一方で、油脂などの原材料価格高騰の影響を大きく受けました。

食品事業全体では、前第1四半期連結累計期間に比べ増収減益となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

①グループ戦略課題

当第1四半期連結累計期間において、グループの戦略課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

② 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」)

(a) 基本方針の内容

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為(以下「大規模買付行為」といいます)がなされた場合、これが当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、大規模買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、近年の資本市場においては、対象会社の経営陣の同意を得ずに、一方的に大量の株式の買付を強行するような動きも見られます。こうした大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値及び株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、または、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主の皆様共同の利益及び当社の企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、上記の例を含め、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えています。

(b) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(ア) 当社の企業価値の源泉

(i) 経営理念

当社グループは、「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」「世界とともに生きる」という経営理念の下、世界市場で競争力のある技術優位な製品群によるグローバルな事業展開を加速し、時代の先端を行く製品と、環境に優しく、顧客ニーズに合った製品を提供し続けています。

上記の経営理念の根底には、「本業を通じた社会貢献」というCSR(企業の社会的責任)の思想が流れています。すなわち、社会環境の変化を鋭敏にとらえ、当社の持つ先進技術を積極的に駆使することにより、新しい社会的課題への解決策を提供するとともに、株主及び投資家の皆様を始め、顧客、取引先、従業員、地域社会等、全てのステークホルダーの利益に配慮した経営活動を行うことにより、当社は、社会から信頼され、真に必要とされる企業となることを目指しています。

幅広いステークホルダーへの貢献を通じた企業価値の向上、ひいては、株主の皆様共同の利益の増大により、健全かつ持続的な成長・発展を続けることが、当社の経営の基本方針であり、創業以来、築き上げてきた、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係こそが、当社の企業価値の源泉となっています。

(ii) 当社の事業内容とその特徴

創立100周年を迎えた当社は、化学品事業と食品事業という2つのコアビジネスを擁するユニークな企業として事業活動を行っています。そして、化学品事業においては、情報・電子化学品、機能化学品、基礎化学品、食品事業においては、加工油脂製品、加工食品製品といった非常に多岐にわたる事業分野をもち、かつ、それらの事業が相互に有機的に結びついているという特徴を有しています。

当社は、新規技術の創造と得意技術の融合により、環境の保全や人々の健康で豊かな生活に役立つ先駆的な製品を持続的に開発・提供し、国際社会に貢献できる企業を目指し、化学品事業と食品事業の両分野で、お客様や取引先様をはじめとするビジネスパートナーの皆様との共創により、独自性の高い技術を開発し、新しい価値を創造し続けています。また、各事業分野で培ってきた得意技術を融合し、環境・エネルギー、ライフサイエンスといった新しい事業分野にも注力しています。

創業以来、今日まで、幅広い事業分野におけるビジネスパートナーの皆様との強い信頼関係の下、ビジネスパートナーの皆様とともに築きあげてきた、独自性の高い技術力もまた、当社の企業価値の源泉となっています。

(イ) 中期経営計画

当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を持続的に向上させるため、当社では中期経営計画『STEP 3000-II～グッドカンパニーの実現～』を推進しています。

当社グループは、中長期的な目指すべき方向性を示した『ADEKA VISION 2025～先端技術で明日の価値を創造し豊かなくらしに貢献するグローバル企業～』を掲げ、現在の事業基盤である「化学品と食品」のみならず幅広い事業を世界中で展開し、メーカーとして世界の技術をリードしつつ、本業を通じて社会（豊かなくらし）に貢献するグローバル企業への変革を目指しています。

中長期ビジョン『ADEKA VISION 2025』及び『売上高3,000億円のグッドカンパニー』の実現に向け、本中期経営計画では、3つの基本方針に基づき、海外拡大、コア技術の深耕とグループ経営管理の強化を推進し、平成29年度連結売上高3,000億円、営業利益240億円を目標としています。

[中長期的な経営ビジョン『ADEKA VISION 2025』]

先端技術で明日の価値を創造し豊かなくらしに貢献するグローバル企業

[中期経営計画 3つの基本戦略]

(i) コア事業を中心とした規模拡大

樹脂添加剤、食品セグメントのコア事業を中心に、売上高3,000億円を必達すべく規模拡大を図る。

(ii) 第3のコア事業の育成（情報・電子）

情報・電子分野をADEKAグループの利益拡大を担う第3のコア事業として育成を図る。

(iii) 新規事業の育成や業容・領域の拡大

既存事業の拡大に加え、新規事業の育成や業容・領域の拡大を早期に実現させるための効果的な経営手段としてM&A・アライアンスを活用する。

[中期経営計画 3つの基本方針]

(i) 海外：グローバル化の拡大とローカライゼーションの加速

- ・グローバル調達体制の構築
- ・グローバル物流の最適化
- ・グローバル会計の強化

(ii) 技術：基盤・コア技術の深耕によるイノベーションの創出

- ・新製品の開発加速
- ・新規テーマの創出
- ・テーマの選択と集中
- ・新規事業の創出・拡大（特に、環境・エネルギー、ライフサイエンスに注力）
- ・製造技術の深化
- ・特許戦略

(iii) 人財：グローバル人財、戦略立案人財の拡充と成長

- ・グローバル人財の育成、多様な人財の活用
- ・人事諸制度の再構築、組織改革

(ウ) コーポレートガバナンスの強化

以上の施策を推進していくにあたり、当社は、健全で透明性が高く、安定した経営活動の基盤となるコーポレートガバナンス、コンプライアンス及びリスクマネジメントの一層の強化に努めています。

コーポレートガバナンスの強化のため、当社は、監査役会設置会社制度の枠内で、監督と執行との分離を可及的に進めるため、執行役員制度を導入し、経営の監督及び意思決定と執行の分離を図っています。また、職務執行の責任を明確化するため、取締役と執行役員の任期はそれぞれ1年としています。取締役会は月1回の定時取締役会と、臨時取締役会を随時開催し、月に数回行われる経営会議による審議と合わせ、機動的かつ十分な検討を経て、意思決定を行っています。

経営会議は、常勤取締役と執行役員で構成し、取締役会の方針に基づく経営執行上の重要事項の審議の迅速化を図っています。

取締役の員数は、近年スリム化を進めた結果、現在11名となっています。

当社は、平成18年6月以降、独立社外取締役を選任していますが、取締役会の監督機能をさらに強化し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から助言を得るため、平成27年6月19日開催の第153回定時株主総会で新たに1名を追加的に選任し、現在2名の独立社外取締役が在任しています。

監査役については、5名の監査役のうち3名を独立社外監査役としています。

取締役・監査役候補者の指名、執行役員の選任、役員報酬の決定や、大規模買付行為への対応等、取締役会が、経営上の重要な意思決定を行う際には、その決定の客観性・透明性・公正性の確保を図るため、取締役会の審議に先立ち、独立社外取締役等の独立社外者による適切な関与・助言を得ることとしています。

大規模買付行為への対応に関しては、当社は、大規模買付者の出現時に本プランに基づき当社取締役会が行う意思決定手続の透明性・客観性を確保することを目的として、独立性の高い社外役員と社外有識者で構成される独立委員会を設置しています。独立委員会は、大規模買付者の出現時には、企業価値の向上と株主の皆様共同の利益の確保のため、客観的・独立的な立場で取締役会に対し勧告・提案を行います。また、平時においても独立委員会は年2回開催され、これを通じて、当社は独立委員に対して当社の経営に関する情報を更新的に提供し、また、独立委員会から当社に対して客観的・独立的な立場からのご意見・ご助言をいただくことで、当社が、常に適切な経営判断を行える環境を整えています。

なお、当社は、平成27年6月1日に適用開始されたコーポレートガバナンス・コードへの対応として、当社グループの企業使命・経営理念を実現し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的に、コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を定めた「ADEKAグループコーポレートガバナンス・ガイドライン」(<http://www.adeka.co.jp/ir/library/pdf/cgg.pdf>)を制定いたしました。今後も、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を踏まえ、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

- (c) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記(a)記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年6月22日開催の当社第145回定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入することについて株主の皆様のご承認をいただきました。その後2度の更新を経て、平成28年6月24日開催の当社第154回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）において、3度目の更新について株主の皆様の承認をいただき、本プランを以下の通り更新いたしました。

- (ア) 本プランによる買収防衛策更新の目的について

当社は、上記(a)記載の基本方針に基づき、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社、当社子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）の歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様が適切な判断を行われるために、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。

以上の見地から、当社は、上記(a)の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（以下「例外事由該当者」といいます）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の更新が必要であるとの結論に達しました。そして、当社取締役会は、本プランによる買収防衛策の更新に関する承認議案を本定時株主総会に付議することを通じて株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご賛同が得られましたので、本プランによる買収防衛策の更新が効力を発生しました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

- (イ) 本プランの内容について

本プランに定める具体的な項目は以下の通りです。

- (i) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義
- (ii) 意向表明書の提出
- (iii) 大規模買付者による情報提供
- (iv) 大規模買付者に対する追加情報提供要求
- (v) 情報提供の完了及び情報の開示
- (vi) 取締役会評価期間の設定及び延長
- (vii) 取締役会評価期間における取締役会による評価等
- (viii) 独立委員会の設置
- (ix) 独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議等
- (x) 大規模買付情報の変更
- (xi) 対抗措置の具体的内容

(ウ) 本プランの有効期間並びに本プランの継続、廃止及び変更等について

(i) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の更新に関する承認議案が可決された時から、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(ii) 本プランの継続、廃止及び変更等

本プランについては、本定時株主総会後に行われる当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、法令等または金融商品取引所規則若しくはそのガイドラインの改正等により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(エ) 株主及び投資家の皆様への影響について

(i) 本プランによる買収防衛策の更新時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランによる買収防衛策の更新時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランないし本改定がその効力発生時に株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(ii) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様へご与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保及び向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあるものの、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時には、保有する当社株式1株当たりの価値の希薄化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希薄化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的及び具体的な影響を与えることは想定していません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てがなされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希薄化は生じません。そのため、当社株式1株当たりの価値の希薄化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により不測の損害を被る可能性があります。

(d) 本プランが基本方針に沿い、当初の企業価値、株主の皆様共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断した理由

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下の通り充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

- (i) 企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上
- (ii) 事前の開示
- (iii) 株主意思の重視
- (iv) 外部専門家の意見の取得
- (v) 独立委員会の設置とその勧告の最大限の尊重
- (vi) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記の通り、本プランは、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に合致しており、当社役員の地位の維持を目的としたものではないと考えています。

なお、本プランの詳細につきましては、第155期 有価証券報告書 第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等に記載していますので、ご参照ください。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、21億60百万円です。

①化学品事業

当第1四半期連結累計期間の化学品事業の研究開発活動状況に重要な変更はありません。

②食品事業

当第1四半期連結累計期間の食品事業の研究開発活動状況は以下の通りです。

当社食品部門では、「安心・安全」を基本に、顧客商品の美味しさ向上に繋がり、且つ使い勝手の良い製品開発を進めています。

加工油脂分野

芳醇なバター風味と使いやすさを特徴とする練込油脂「ジェネルー」と折込油脂「オリンピアジェネルーシート」を上市しました。これら製品は、ベーカリー製品のおいしさを高める加工油脂製品として好評を頂いています。

パン用サンドクリームでは、「ディオネホイップ練乳」を上市しました。濃厚な練乳風味が特徴で、お客様の特徴ある商品開発にお役に立っています。

加工食品分野

ホイップクリームでは、ホワイトチョコを配合した「マリアネージュ」を上市しました。柑橘系・ベリー系のフルーツやナッツ類など風味の強い素材と相性が良いとお客様から好評を頂いています。

フィリングクリームでは、チーズ風味の「フロマクリエ」を上市しました。包餡・注入・トッピングなど様々な用途に適しており、市場展開を進めています。

今後も積極的にお客様の商品価値向上に貢献する製品開発に取り組んでまいります。

③新規事業

当第1四半期連結累計期間の新規事業の研究開発活動状況に重要な変更はありません。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因及び戦略的現状と見通し

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に変更はありません。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当第1四半期連結累計期間において、経営者の問題認識と今後の方針についての変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年8月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	103,651,442	103,651,442	東京証券取引所 (市場第1部)	単元株式数100株
計	103,651,442	103,651,442	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日	—	103,651,442	—	22,899	—	19,925

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから直前の基準日（平成29年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

①【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 174,600 (相互保有株式) 普通株式 126,300	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 103,317,400	1,033,174	—
単元未満株式	普通株式 33,142	—	—
発行済株式総数	103,651,442	—	—
総株主の議決権	—	1,033,174	—

(注) 「単元未満株式」欄には、当社の自己保有株式及び相互保有株式が次の通り含まれています。

自己保有株式	55株
相互保有株式（株丸紅商会、吉田産業(株)、(株)クラウン	145株

②【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(自己保有株式) (株)A D E K A	東京都荒川区東尾久七丁目2番35号	174,600	—	174,600	0.2
(相互保有株式) (株)旭建築設計事務所	東京都荒川区東日暮里五丁目48番2号	1,200	—	1,200	0.0
(株)丸紅商会	大阪府堺市堺区寺地町東三丁目2番2号	16,200	—	16,200	0.0
吉田産業(株)	京都府京都市南区上鳥羽角田町35番地	11,100	—	11,100	0.0
(株)ミカ食品	神奈川県横浜市鶴見区江ヶ崎町3番82号	5,600	—	5,600	0.0
(株)クラウン	大阪府大阪市北区西天満三丁目6番35号	92,200	—	92,200	0.1
合計	—	300,900	—	300,900	0.3

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	51,374	50,796
受取手形及び売掛金	50,250	49,237
有価証券	5,822	5,825
商品及び製品	20,244	20,811
仕掛品	4,707	4,521
原材料及び貯蔵品	16,251	16,188
その他	7,521	8,039
貸倒引当金	△270	△264
流動資産合計	155,901	155,154
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	23,354	23,420
機械装置及び運搬具（純額）	26,672	26,876
土地	21,184	21,203
その他（純額）	8,909	8,630
有形固定資産合計	80,121	80,130
無形固定資産		
のれん	89	72
その他	3,892	3,740
無形固定資産合計	3,982	3,812
投資その他の資産		
投資有価証券	42,060	42,258
その他	※ 8,419	※ 9,465
投資その他の資産合計	50,479	51,723
固定資産合計	134,583	135,665
資産合計	290,485	290,820

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	33,145	33,464
短期借入金	18,015	17,978
1年内償還予定の社債	8	8
未払法人税等	3,435	1,856
賞与引当金	2,239	1,146
その他の引当金	78	19
その他	10,923	16,738
流動負債合計	67,845	71,212
固定負債		
社債	300	300
長期借入金	11,467	6,647
退職給付に係る負債	15,910	16,061
その他の引当金	255	233
その他	6,749	6,715
固定負債合計	34,682	29,958
負債合計	102,528	101,171
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,899	22,899
資本剰余金	19,926	19,926
利益剰余金	124,520	126,312
自己株式	△590	△662
株主資本合計	166,755	168,476
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,919	9,274
土地再評価差額金	4,276	4,276
為替換算調整勘定	2,604	2,415
退職給付に係る調整累計額	△2,477	△2,408
その他の包括利益累計額合計	13,321	13,557
非支配株主持分	7,879	7,615
純資産合計	187,956	189,649
負債純資産合計	290,485	290,820

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
売上高	53,589	57,482
売上原価	40,362	43,466
売上総利益	13,226	14,016
販売費及び一般管理費	8,466	8,799
営業利益	4,760	5,216
営業外収益		
受取利息	62	70
受取配当金	169	202
持分法による投資利益	—	53
その他	126	135
営業外収益合計	358	462
営業外費用		
支払利息	94	101
持分法による投資損失	24	—
為替差損	712	30
その他	109	79
営業外費用合計	941	210
経常利益	4,177	5,467
特別損失		
有形固定資産除却損	33	35
関係会社出資金評価損	146	—
特別損失合計	180	35
税金等調整前四半期純利益	3,997	5,431
法人税、住民税及び事業税	1,255	1,512
法人税等調整額	△321	△172
法人税等合計	933	1,340
四半期純利益	3,063	4,091
非支配株主に帰属する四半期純利益	241	231
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,822	3,860

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
四半期純利益	3,063	4,091
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△79	80
為替換算調整勘定	△1,521	68
退職給付に係る調整額	71	70
持分法適用会社に対する持分相当額	△53	278
その他の包括利益合計	△1,582	497
四半期包括利益	1,481	4,589
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,584	4,333
非支配株主に係る四半期包括利益	△102	255

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

(注) 1 ※資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
投資その他資産(その他)	237百万円	237百万円

(注) 2 売上債権の流動化

売上債権の一部を譲渡し、債権流動化を行っており、手形債権流動化取引による買戻し義務があります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
手形債権流動化取引による買戻し義務	271百万円	235百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次の通りです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
減価償却費	2,233百万円	2,248百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,655	16	平成28年3月31日	平成28年6月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,069	20	平成29年3月31日	平成29年6月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	化学品事業	食品事業	計				
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	36,579	15,134	51,714	1,874	53,589	—	53,589
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	47	6	53	2,964	3,018	△3,018	—
計	36,627	15,141	51,768	4,839	56,607	△3,018	53,589
セグメント利益	4,248	460	4,708	48	4,757	2	4,760

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、工事及び工事管理、物流業、不動産業等を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額2百万円は、セグメント間取引消去額を含んでいます。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	化学品事業	食品事業	計				
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	38,427	17,077	55,504	1,977	57,482	—	57,482
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	33	6	39	3,317	3,356	△3,356	—
計	38,460	17,083	55,543	5,294	60,838	△3,356	57,482
セグメント利益	4,703	444	5,148	51	5,200	16	5,216

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、工事及び工事管理、物流業、不動産業等を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額16百万円は、セグメント間取引消去額を含んでいます。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	27円32銭	37円54銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	2,822	3,860
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益金額(百万円)	2,822	3,860
普通株式の期中平均株式数(千株)	103,285	102,831

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

特記すべき事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年8月8日

株式会社A D E K A

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由 良 知 久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 隆 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社A D E K Aの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社A D E K A及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。